

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療・介護等の社会保障、防災対策や環境対策など、果たすべき役割が増大する中で、人口減少対策、地方創生の推進など、新たな政策課題に直面しており、それを支える地方財政の充実・強化が不可欠である。

しかし、国においては、平成32年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を図るという財政健全化目標を達成するため、社会保障や地方財政などで歳出削減に向けた動きを進めており、近年の地方財政計画を見ると、子育てや高齢化、雇用や防災などの行政需要や、国の制度に基づく社会保障関係経費の増大にもかかわらず、歳出総額の伸びは抑制されている。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を確保するために策定されるものであり、財政健全化目標を達成するために、必要不可欠な公共サービスが削減されることになれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済を疲弊させることも懸念される。

よって、国におかれては、住民と地域の安心・安全を支えている地方自治体がその使命を果たし、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地方財政の充実・強化が適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望する。

記

- 1 地方自治体が提供する社会保障の充実策や社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施し、地方の実情にあった、きめ細かな行政サービスが継続できるよう、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応とこれに係る人材を確保するため、社会保障関係予算を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方創生の実現に向けて、「まち・ひと・しごと創生事業費」について拡充を図るとともに、歳出特別枠については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、来年度以降も実質的に現行水準を確保すること。
- 4 人口が急減し、又は急増する地方自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税の算定の在り方を検討するとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には税源移譲や代替財源の確保を図ること。

なお、今年度から開始されている地方交付税におけるトップランナー方式の導入については、条件不利地域など地域の実情に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年11月30日

福 井 県 議 会